

国民年金保険料の納付方法が選べます

口座振替

口座振替で納めると手間がなく、納め忘れを防ぐことができます。

口座振替の手続きは、お近くの年金事務所または金融機関の窓口で受け付けています。

クレジットカード納付 (継続納付)

クレジットカードにより定期的に納付できます。申し込み手続きは、年金事務所です。

金融機関、郵便局、コンビニの窓口、ATMでの納付

日本年金機構からお送りしている納付書を使い、各窓口で納める方法です。お手元に納付書がないときは、お近くの年金事務所までご連絡ください。

※前納方法のうち、一部についてはコンビニ窓口でお支払いできない場合がありますので、ご注意ください。

電子納付 (ペイジー)

インターネットバンキング、モバイルバンキング、テレフォンバンキングなど、いつでもどこでも気軽に納付できます。ご利用いただく場合は、利用する金融機関と契約を結ぶ必要があります。

国民年金保険料 前納(前払い)の割引額

令和4年度	1か月分 保険料額 (割引額)	6か月分 保険料額 (割引額)	1年度分 保険料額 (割引額)	2年度分 保険料額 (割引額)
毎月納付 (納付書による現金納付および翌月末振替の口座振替)	16,590円	99,540円	199,080円	397,320円
	↓	↓	↓	↓
口座振替 (当月末の口座振替)	16,540円 (50円)	99,240円 (300円)	198,480円 (600円)	396,120円 (1,200円)
前納(前払い)の割引額	6か月前納			
	現金納付	—	98,730円 (810円)	197,460円 (1,620円)
	口座振替	—	98,410円 (1,130円)	196,820円 (2,260円)
	1年前納			
現金納付	—	—	195,550円 (3,530円)	—
口座振替	—	—	194,910円 (4,170円)	—
2年前納	現金納付	—	—	382,780円 (14,540円)
	口座振替	—	—	381,530円 (15,790円)

◎これらの保険料に、毎月400円多く付加保険料を納めることによって、将来の年金額に、「200円×付加保険料納付月数」が上乗せされます。

◎被保険者の世帯主および配偶者は、保険料を連帯して納付することになります。

◎一定の所得があるにもかかわらず、保険料を納付しなかった場合には強制徴収(滞納処分・差押え)などが行われることがあります。

◎令和5年度(2023年4月~2024年3月)1か月当たりの保険料は16,520円となります。

◎クレジットカード納付による前納の割引額は、現金納付と同額です。

①前納(前払い)がおトク

国民年金保険料を、前納(前払い)することができます。保険料を前納すると割引が受けられるほか、納め忘れの心配がなくなります。

毎月納付 16,590円×12か月=199,080円

1年前納現金納付 199,080円 **割引!**
-3,530円 = 195,550円

1年前納口座振替 199,080円 **さらに割引!**
-4,170円 = 194,910円

②保険料は全額控除の対象

国民年金保険料全額が「社会保険料控除」の対象です。

年末調整や確定申告で国民年金保険料を申告するための「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が毎年11月上旬に送付されます(10月以降に、その年初めて国民年金保険料を納付されたかたは翌年2月上旬に送付されます)。

◎「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」の再発行が必要な場合は、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

●問い合わせ 砂川年金事務所 ☎0125-52-2144、市民年金係 ☎27-7357